

「学校いじめ防止基本方針」

徳島県立鳴門高等学校定時制

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施、子供のＳＯＳ相談窓口を集約して周知する等、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校評議員制度を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、普段から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

2 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの防止や対処等にあたる。この組織は、（管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等）により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、副担任等、生徒が相談しやすい教職員を組織に追加する。また、また、可能な限りスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加え、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

(2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

● いじめの防止

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童生徒が円滑に他の児童生徒と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、自分がしたことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、誰かの役に立っている、みんなから認められていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることで、自分は大切な存在である、自らは価値ある存在であると認め、自他ともに受け入れることができる自己肯定感が高められるように努める。
- ③ 児童生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ④ 「いじめ防止子ども委員会」（高等学校及び特別支援学校高等部は「いじめ防止委員会」）の活動を通して、児

児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組み、いじめのないより良い学校づくりをしようとする積極的な態度と実践力を養う。

- ⑤ いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てる。
- ⑥ 被災時には、誰もがひっ迫した状態になり、人権感覚が薄れる状況に陥りやすい。児童生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑦ 児童生徒に対して、インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために、情報モラル教育を充実し、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、スマホ・ネット安全教室等を行い、情報モラルの向上に関する指導の充実を図る。
- ⑧ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童生徒等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、事案によっては刑法上、民事上の責任を負う可能性があることを理解させる。
- ⑨ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員による共通理解を図る。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ⑩ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに、子供たち一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努める。
- ⑪ 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑫ 「ゆすり」や「たかり」は、警察との連携を緊密にして対応する。また、「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童生徒の行動や交友関係等をしっかりと把握し、早期発見に努め、適切に対応する。
- ⑬ いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、中学校・高等学校に入学する児童生徒に関する丁寧な引継ぎや、不安感を取り除く取組等、小学校と中学校及び中学校と高等学校の円滑な接続を図る。

● 学校におけるいじめの早期発見

- ① 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ② 年度当初に適切に計画を立てた1人1台端末等を活用した定期的なアンケート調査、個人面談、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応する。
- ③ 児童生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知する。いじめの情報が寄せられたときは、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し組織的な対応をとる。

● 学校におけるいじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織と直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保

護者に連絡する。

- ② いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- ③ いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該児童生徒の安心・安全に配慮するとともに健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、更に出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。また、保護者に対しては、正確に情報を伝えて理解を得るよう努力する。
- ④ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。

以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

警察に相談又は通報すべきいじめの事例

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ・無理やりズボンを脱がす。	暴行 (刑法第208条)
・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害 (刑法第204条)
・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ (刑法第176条)
・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第249条)
・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ・財布から現金を盗む。	窃盗 (刑法第235条)
・自転車を壊す。 ・制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第261条)
・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。	強要 (刑法第223条)
・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第222条)
・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット	名誉毀損

上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	(刑法第230条、231条)
・同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与 (刑法第202条)
・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数のものに提供する。 ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等 (児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)
・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)

⑥ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。

⑦ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で懲戒を加えることも考えられる。

⑧ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

⑨ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされ、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

ア いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策組織の判断で、より長期の期間を設定することができる。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

(4) 地域や家庭との連携

例えば学校とPTA、地域の子供の健全育成に関わる関係諸団体や機関等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校評議員制度を活用したりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) より実効性の高い取組を実施するための措置

- ① 当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C A（P：Plan＝計画、D：Do＝実行、C：Check＝評価、A：Action＝改善）サイクルで検証を行う。
- ② いじめについての生徒指導上の諸問題に関する校内研修（事例研究やロールプレイ等）を充実させ、組織的かつ迅速な対応の方策を確認し、全ての教職員の共通理解を図る。

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 県立学校

ア 重大事態が発生した場合には、学校は県教育委員会を通じて知事に報告する。

イ 県教育委員会は、重大事態であると認めるときは、学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織（教育委員会方式、第三者委員会方式）又は、学校主体の場合に考えられる調査組織（学校いじめ対策組織方式、第三者委員会方式）において重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】

※専門家及び第三者の考え方については、第2節（2）を参照

① 教育委員会等方式

- ・ 教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 公立学校の場合には、法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。
- ・ なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

※専門家及び第三者の考え方については、第2節（2）を参照

① 学校いじめ対策組織方式

- ・ 各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。